



2 4 3 - 2 0 5 0
平成26年10月14日

各指定居宅介護支援事業所管理者
各関係介護保険施設施設長 殿

宮崎県長寿介護課長
(公印省略)

介護支援専門員の登録の消除事案の発生等について

本県の福祉保健並びに介護保険行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り心からお礼申し上げます。

標記については、下記のとおりですので、貴事業所又は施設に所属する介護支援専門員に対して回覧又は事業所内に掲示する等により確実に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 介護支援専門員の登録の消除事案の発生について

介護支援専門員証の交付を受けていない者（証の有効期限が過ぎている者も含まれます。）が介護支援専門員として業務を行った場合、介護保険法第69条の39第3項第3号の規定により登録が消除されることとなります。

今回、本県において、事業所に勤務する介護支援専門員が、介護支援専門員証の有効期限を過ぎて勤務していたことが明らかとなったため、登録を消除したところであります。

登録が消除された場合、介護保険法第69条の2の規定により、消除の日から5年間は介護支援専門員として勤務できなくなりますので、有効期限等は御自身で適切に管理するようお願いいたします。

また、当該介護支援専門員が勤務する事業所についても管理責任が問われることとなりますので、御注意ください。

なお、平成26年3月31日付け243-2817で通知しましたとおり、本県においては、今年3月にも、介護支援専門員が介護報酬の不正請求に関与していたことから、登録を消除した事例がありますので、改めて、法令を遵守するようお願いいたします。

2 医療との連携について

本年度、本県が行った事業所監査において、認定調査等で主治医が医療系サービスの必要性を示しているにもかかわらず、主治医への意見照会等も含め特段検討することもなく、居宅サービス計画に位置づけられていない事例がありました。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第12条第1項には医療系サービスとの連携に十分配慮して行われなければならないとされており、また、第13条第18号には利用者が希望する場合その他必要な場合には、主治医の意見を求めなければならないとされております。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進を目的として「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月25日に公布され、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の連携は今後ますます重要となっております。

介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築の要と位置づけられていることから、その自覚を持って、医療との連携を積極的に進めていただくようお願いします。

3 認定介護支援専門員相談・助言事業の実施について

平成26年9月29日付け243-1996で案内しましたとおり、本県では、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、要介護者等の自立支援及び医療等との連携による在宅での生活継続を促進するため、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会が行う標記事業を支援することとしております。

今後、選考された認定介護支援専門員（ケアマネナビゲーターと改称予定）が、毎月2回程度、県内の居宅介護支援事業所等を巡回し、介護支援専門員に対して相談対応やケアプラン作成に係る助言等の個別具体的な支援を実施することとしておりますので、御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

宮崎県長寿介護課 居宅介護担当 TEL 0985-26-7058 FAX 0985-26-7344
--